

一般社団法人 音楽電子事業協会 定款

(平成 24 年 4 月 1 日認可)

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人音楽電子事業協会（英文名 Association of Musical Electronics Industry。略称「AMEI」と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(目的)

第3条 本会は、音楽電子事業（音楽の演奏用電子機器及びその制御のための情報処理等に係る事業をいう。以下同じ。）及び関連産業の健全な振興を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 音楽電子事業に関する生産、流通、商品等の調査研究
- (2) 音楽電子事業に関する情報の収集及び提供
- (3) 音楽電子事業に関する規格の立案及び標準化の推進
- (4) 音楽電子事業に関する普及及び啓発
- (5) 音楽電子事業に関する内外関係機関等との交流及び協力
- (6) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項に掲げる事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第2章 会員

(種別)

第5条 本会の会員は、正会員及び賛助会員とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

- 2 正会員は、音楽電子事業を営む法人及び個人並びにこれらの者を構成員とする団体とする。
- 3 賛助会員は、前項に該当しないもので、本会の目的に賛同し、その事業に協力しようとするものとする。

(入会)

第6条 本会の会員になろうとするものは、理事会において別に定める入会申込書を会長に提出し、承認を得なければならない。

- 2 法人又は団体たる会員にあっては、法人又は団体の代表者として本会に対してその権利を行使する1人のもの（以下「会員代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。

3 会員代表者を変更した場合は、理事会において別に定める変更届を速やかに会長に提出しなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会及び会員の資格喪失)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を会長に提出し、任意にいつでも退会することができる。

2 会員が次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (3) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
- (4) 法人又は団体が解散し、又は破産したとき。
- (5) 会費を納入せず、督促後なお会費を1年以上納入しないとき。

(除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当するときは、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の議決により、これを除名することができる。

- (1) 本会の定款又は規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉をき損し、又は本会の目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員に当該社員総会の1週間前までにその旨を通知するとともに、社員総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第10条 会員が前2条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることができない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の抛出金品は返還しない。

第3章 役員及び顧問

(役員を設置)

第11条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事6人以上12人以内
 - (2) 監事3人以内
- 2 理事のうち1人を会長とする。
- 3 前項の会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とする。
- 4 会長以外の理事のうち3人以内を副会長とする。

- 5 会長、副会長以外の理事のうち1人を専務理事とし、2人以内を常務理事とすることができる。
- 6 前項の専務理事をもって一般社団・財団法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任)

第12条 理事及び監事は、正会員(法人又は団体にあつては会員代表者)の中から社員総会の決議によって選任する。ただし、特に必要があると認められる場合は、理事にあつては2人、監事にあつては1人を限度として、正会員以外の者から選任することができる。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議により理事の中より選定する。

(理事の職務及び権限)

第13条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、本会の職務を執行する。

- 2 会長は、本会を代表しその職務を執行し、副会長は、会長を補佐し、専務理事は本会の業務を執行し、常務理事は専務理事を補佐する。
- 3 会長及び専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を越える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第14条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- 1 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成すること。
- 2 本会の業務及び財産並びに会計の状況を監査すること。
- 3 社員総会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
- 4 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるときは、これを理事会に報告すること。
- 5 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。
ただし、その請求の日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- 6 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。
- 7 理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって本会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- 8 その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員 の 損害賠償責任の一部免除)

第15条 本会は、一般社団・財団法人法第111条第1項に定める理事及び監事の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(任期)

第16条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された理事及び監事の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第17条 理事及び監事は、いつでも社員総会の決議によって解任することができる。

ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(報酬)

第18条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事については、報酬を支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(顧問)

第19条 本会に、顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、学識経験者又は本会に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

3 顧問は、本会の運営に関して会長の諮問に答え、又は会長に対して意見を述べる。

4 顧問の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

5 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第4章 社員総会

(種別)

第20条 本会の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とする。

(構成)

第21条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員1につき1個とする。

(権限)

第22条 社員総会は、一般社団・財団法人法に規定する事項並びにこの定款に定める事項に限り議決する。

2 社員総会は、次の事項を議決する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事の報酬等の額又はその規定
- (3) 事業報告及び収支計算書の報告
- (4) 事業計画書及び収支予算書の承認
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 会員の除名
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) 会員の入会金、会費、経費分担の額又はその規定
- (10) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第23条 定時社員総会は、毎年1回毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議をしたとき。
- (2) 総正会員の議決権の5分の1以上から社員総会の目的たる事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集の請求が理事にあったとき。

(招集)

第24条 社員総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に臨時社員総会を招集しなければならない。
- 3 社員総会を招集するときは、日時及び場所並びに社員総会の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、開会の日の2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 社員総会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第26条 社員総会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席がなければ開催できない。

(決議)

第27条 社員総会の議事は、一般社団・財団法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に別に定める事項を除くほか、総正会員の過半数が出席し、出席正会員の過半数の同意でこれを決する。

- 2 社員総会においては、第24条3項の規定により、あらかじめ通知された事項についてのみ決議することができる。

(書面表決等)

第28条 社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

- 2 前項の代理人は、代理権を証する書面を社員総会ごとに議長に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定により議決権を行使する正会員は、第27条及び前条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第29条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び当該総会において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第30条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務執行の監督
 - (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

(種類及び開催)

第32条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。

2 通常理事会は、毎事業年度に4ヶ月以上の間隔をあげ2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会長以外の理事から理事会の目的たる事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 第14条5項の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合および前条第3項第4号により監事が招集する場合を除く。

2 会長は、前条第3項第2号または第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、理事会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び監事に通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第35条 理事会は、議決に加わることのできる理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

第37条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印しなければならない。

第6章 幹事会

(構成、運営)

第39条 本会に幹事会を置く。

2 幹事会の構成員は、次のものとする。

(1) 理事及び監事

(2) 代表理事の指名に基づき、理事会が選任した者

3 幹事会の構成員は15人以上30人以内とする。

4 幹事会は理事会の諮問機関として、本会の運営に関する重要事項についての審議を行い、理事会に報告する

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第40条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画および収支予算)

第41条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、定時社員総会に提出し、報告しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間据え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第42条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置きするとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置きするものとする。

(1) 監査報告

(借り入れ等)

- 第43条 本会は、資金の借り入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、総理事の議決権の3分の2以上の議決を得なければならない。
- 2 本会が重要な財産の処分又は譲受を行うとするときも、前項と同じ議決を得なければならない。

第8章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

- 第44条 この定款は、社員総会において正会員総数の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決を得て変更することができる。

(合併等)

- 第45条 本会は、社員総会において、正会員総数の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

- 第46条 本会は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金)

- 第47条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の処分)

- 第48条 本会が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(公告)

- 第49条 本会の公告は、本会の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第9章 補則

(委員会)

第50条 本会は、事業の円滑な遂行を図るため、委員会を設けることができる。

- 2 委員会は、その目的とする事項について、調査し、研究し、又は審議する。
- 3 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(事務局)

第51条 本会に、事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の同意を得て、会長が任免し、職員は、会長が任免する。

(実施細則)

第52条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(附則)

- 1 本定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の代表理事は、岡部比呂男とする、最初の業務執行理事は、岩崎修三とする。
- 3 整備法第121条第1項に読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときには、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

